

医療法人報徳会 報徳看護専門学校学則

目 次

第 1 章	総則	(第 1 条 ～ 第 6 条)
第 2 章	学年、学期及び休業日等	(第 7 条 ～ 第 9 条)
第 3 章	教育課程等	(第 10 条 ～ 第 15 条)
第 4 章	入学	(第 16 条 ～ 第 22 条)
第 5 章	休学、復学、退学、除籍及び転入学等	(第 23 条 ～ 第 28 条)
第 6 章	卒業の認定等	(第 29 条 ～ 第 32 条)
第 7 章	入学検定料、入学金及び授業料等	(第 33 条 ～ 第 36 条)
第 8 章	賞罰	(第 37 条 ～ 第 38 条)
第 9 章	健康管理	(第 39 条)
第 10 章	教職員組織及び運営	(第 40 条 ～ 第 43 条)
第 11 章	学則の改定	(第 44 条)
第 12 章	補則	(第 45 条)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、命の誕生から看取りまで人々の生命と健康を守るため、生活者としての対象に心から関心をもち、尊重し、対象がその人らしく生きることを支援できる看護実践者を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、報徳看護専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置は、宇都宮市上横田町 1302 番地 12 に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	看護学科（3年課程）	3年	40名	120名

(在学年限)

第6条 在学期間は、6年を超えることはできない。

第2章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 本校の学期は、2学期制とし次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 翌年 3月31日まで

(休業日)

第9条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による休業日
- (3) 夏季休業日 5週間（7月第4週から8月第4週）
- (4) 冬季休業日 3週間（12月第4週から1月第2週）
- (5) 春季休業日 3週間（3月第4週から4月第2週）

2 前項に関わらず、学校長は特別な事情があると認める場合は、臨時に休業日を設けることができる。また、学校長は、休業日を授業日及び実習日に変更することができる。

第3章 教育課程等

(教育課程)

第10条 本校教育課程は、別表第1のとおりとする。

(単位数)

第11条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて次のように定める。

- (1) 講義及び演習の授業科目については、15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技の授業科目については、30時間から45時間をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習については、30時間から45時間を1単位とする。

(授業の終始及び時間)

第12条 本校の学内授業は、9時00分から16時20分とする。ただし臨地実習は、8時30分から17時00分とする。

- 2 教育課程（別表第1）に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- 3 臨地実習の授業時数の1単位時間は45分とする。

(成績評価及び単位の認定)

第13条 成績評価は、授業時間数の3分の2以上出席した学生に対して行われる試験及び実習等の成績によって行う。

- 2 授業科目の成績評価は、A（100点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）およびD（59点～0点）とし、ABCを合格とし、Dを不合格とする。
- 3 単位認定は、成績評価で合格した授業科目について運営会議を経て学校長が行う。
- 4 病気その他やむを得ない事由により試験及び実習を受けることのできなかつた学生は追試験及び追実習、不合格の学生は再試験及び再実習を受けることができる。

(他の大学・短大・専門学校等で修得した単位の認定)

第14条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの既修得科目単位認定申請書（様式第1号）による申請に基づき個々の既修の学習内容を運営会議で評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士

- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六二年法律第三〇号）第四十条第二項第一号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二〇年厚生労働省令第四二号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六二年厚生省令第五〇号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができる。

（教科外活動）

第15条 学校長が必要と認めた時は、教科外活動を設けることができる。

第4章 入学

（入学資格）

第16条 本校に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 18歳に達した者で、本校において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

（入学志願手続）

第17条 入学志願者は、入学願書（様式第2号）他所定の書類に入学検定料を添えて、学校長に提出しなければならない。

- 2 提出書類に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第18条 入学者の選考に対し、入学試験を行う。

2 入学試験実施に関し必要な事項は、別に定める。

(合格者の決定)

第19条 合格者の決定は、前条に定める方法により選考を行うものとする。

(入学手続き)

第20条 前条の選考により合格した者で、入学許可を受けようとする者は指定期日までに、誓約書(様式第3号)に入学納入金を添えて学校長に提出をする。

(入学許可)

第21条 学校長は、前条の手続きを完了した合格者に対して入学を許可する。

(保証人)

第22条 保証人は2名とし、独立の生計を営む成人で、当該学生の身上に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。2名中1名は、親族又は後見人が望ましい。

2 前項の保証人に変更が生じた場合は、直ちに変更届(様式第4号)を提出する。

第5章 休学、復学、退学、除籍及び転入学等

(休学)

第23条 学生が病気等で休学を希望する場合は、休学願(様式第5号)を学校に提出する。但し、その理由が傷病の場合は医師の診断書を添付する。

2 学校長は、傷病その他の理由により就学が不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、原則として3ヶ月以上1年以内とし、第6条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 休学期間が満了となった学生は、復学願(様式第6号)を提出し、学校長の許可を得て復学するものとする。

2 休学となった学生が休学期間中に休学理由が消滅した場合には、復学願を直ちに学校長に提出する。

(退学)

第25条 学生が退学を希望する場合は、退学願(様式第7号)を学校長に提出し承認を受ける。

(除籍)

第26条 学校長は、学生が死亡または行方不明と確認されたときは、その保証人に通知した上で除籍することができる。

(転入学)

第27条 他の看護師学校養成所（3年課程）で、所定の科目を履修している学生に対して欠員がある場合に限り運営会議を経て、転入学を許可することができる。

2 転入学をしようとする場合は、転入学願（様式第8号）を提出する。

3 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第28条 転学しようとする場合は、学校長にその事由を明らかにし、転学願（様式第9号）を提出して承認を受ける。

第6章 卒業の認定等

(卒業の条件)

第29条 本校を卒業するためには、本校教育課程における全科目の所定の102単位を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第30条 学校長は、全科目について所定の単位を修得した学生に対し運営会議を経て卒業認定を行う。

2 学校長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える学生については、卒業の認定をしない。

3 学校長は、卒業を認定した学生に対し、医療専門課程看護学科を修了した卒業証書（様式第10号）を授与する。

(称号授与)

第31条 学校長は、前条により医療専門課程看護学科を修了した学生に対し、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第32条 本校を卒業した学生は、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第7章 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費等

(納付金)

第33条 本校の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費等は、別に定め指定された期日までに納入する。

第34条 既に納入した納付金は、返還しない。但し、次に該当する場合はこの限りでない。

2 本校の入学式の休業日を除く前日までに入学辞退を申し出た場合のみ、授業料及び施設設備費、実習費を返還する。

3 前期の学期中に退学、転学をした場合のみ、後期の学期の授業料、施設設備費の一部、実習費の相当分を返還する。

(授業料等)

第35条 在学する学生は、授業料の年額を前期及び後期に等分して期日までに納入しなければならない。但し、別に定めることにより月額分納を認めることができる。

2 再試験・再実習を受けようとする学生は、所定の試験料を納入しなければならない。

3 証明書の交付を必要とする学生は、所定の料金を納入しなければならない。

(休学时授業料免除)

第36条 休学する学生に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第8章 賞罰

(褒賞)

第37条 学校長は、学業が優秀で他の模範となる学生を、褒賞することができる。

2 褒章に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第38条 学校長は、次のいずれかに該当する学生に対し、訓告、戒告、停学または退学処分を行うことができる。但し、処分前には、保証人に連絡を取り、学生本人の弁明も含め充分事情確認を行うこととする。

(1) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をした学生

(2) 正当な理由なく授業料等を納入しない学生

(3) 学則第6条の在学期間6年を超えた学生

(4) 正当な理由もなく、1ヶ月以上引き続き欠席した学生

(5) 守秘義務を怠り情報開示した学生

(6) その他、運営会議において不適切と認められた学生

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 健康管理

(健康診断)

第39条 学校長は、学生に対し、年1回以上の健康診断を行う。

2 学生の健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 教職員組織及び運営

(教職員組織)

第40条 本校に次の教職員を置く。

(1) 学校長 1名

(2) 副学校長 1名

(3) 教務主任 1名

(4) 教務副主任 1名

(5) 専任教員 7名以上

(実習調整者・実習調整者補佐を含む)

(6) 非常勤実習指導教員 若干名

(非常勤実習指導教員調整者を含む)

(7)	非常勤講師	20名以上
(8)	事務長	1名
(9)	事務職員	2名以上
(10)	司書	1名
(11)	学校医	1名
(12)	常勤健康管理者	1名
(13)	非常勤カウンセラー	1名

(校務分掌)

第41条 学校長は、教職員の校務分掌を置く。

(組織図)

第42条 教職員の組織図は、別表第2のとおりとする。

(会議等)

第43条 学校の運営及び教育に関する重要な事項を審議するため、運営会議及びその他の会議を設ける。

2 運営会議及びその他の会議に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学則の改定

第44条 学則の改定は、運営会議を経て学校長が行う。

第12章 補則

(施行規則)

第45条 この学則施行についての細則は、別に定める。

(附則)

この学則は、看護専門学校として指定を受けた日(平成19年4月1日)から施行する。

(附則)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

なお、平成21年3月31日現在在学している学生については、この改正にかかわらず従前の学則の例による。

(附則)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日現在在学している学生については、この改正にかかわらず従前の学則の例による。

(附則)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成26年3月31日現在在学している学生については、この改正にかかわらず従前の学則の例による。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (学則第10条関係)

教 育 課 程 進 度 表

区分	教育内容	科 目	単位数	時間数	1年次		2年次		3年次		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基 礎 分 野	科学的思考の基盤	論理的思考	1	15	15						
		情報科学	1	30	30						
	人間と生活・社会 の理解	生活と環境	1	30		30					
		哲学	1	30							30
		教育学	1	15							15
		心理学	1	15	15						
		倫理学	1	15		15					
		音楽と芸術	1	30							30
		文化人類学	1	15		15					
		家族論	1	15			15				
		人間関係論	1	30	30						
		運動と健康	1	30							30
		英語Ⅰ	1	15				15			
		英語Ⅱ	1	30							30
小 計			14	315	150		30		135		
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能	人体機能構造論Ⅰ	1	30	30						
		人体機能構造論Ⅱ	1	30	30						
		人体機能構造論Ⅲ	1	30	30						
		人体機能構造論Ⅳ	1	30	30						
		人体機能構造論Ⅴ	1	15		15					
		生化学	1	15	15						
		栄養学	1	15		15					
	疾病の成り立ちと 回復の促進	疾病治療論Ⅰ	1	15	15						
		疾病治療論Ⅱ	1	30	30						
		疾病治療論Ⅲ	1	30	30						
		疾病治療論Ⅳ	1	30		30					
		疾病治療論Ⅴ	1	30		30					
		疾病治療論Ⅵ	1	30			30				
		薬理学Ⅰ	1	15		15					
		薬理学Ⅱ	1	30			30				
		微生物学	1	30	30						
	健康支援と社会保障 制度	保健医療論	1	30	30						
		公衆衛生学	2	45	45						
		関係法規	1	30	30						
		社会保障と社会福祉	2	45		45					
	小 計			22	555	495		60		0	

区分	教育内容	科目	単位数	時間数	1年次		2年次		3年次	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30	30					
		共通基本技術Ⅰ	1	30	30					
		共通基本技術Ⅱ	1	30	30					
		共通基本技術Ⅲ	1	30	30					
		生活援助技術Ⅰ	1	30	30					
		生活援助技術Ⅱ	1	30	30					
		診療補助技術Ⅰ	1	30	30					
		診療補助技術Ⅱ	1	30	30					
		診療補助技術Ⅲ	1	30	30					
		フィジカルアセスメント	1	30	30					
		リフレクション	1	15	15					
	健康状態別看護	健康支援論	1	30	30					
		薬物療法と看護	1	30	30					
		周手術期と看護	1	30	30					
		終末期と看護	1	30	30					
		健康回復支援論	1	30	30					
		臨床判断	1	30	30					
		看護過程の展開	1	30	30					
	地域・在宅看護論	地域と暮らし	1	15	15					
		地域・在宅看護概論Ⅰ	1	30	30					
		地域・在宅看護概論Ⅱ	1	15	15					
		地域・在宅看護方法論Ⅰ	1	30	30					
		地域・在宅看護方法論Ⅱ	1	30	30					
	成人看護学	成人看護学概論	1	30	30					
		成人看護学方法論Ⅰ	1	30	30					
		成人看護学方法論Ⅱ	1	30	30					
		成人看護学方法論Ⅲ	1	30	30					
	老年看護学	老年看護学概論	1	30	30					
		老年看護学方法論Ⅰ	1	30	30					
		老年看護学方法論Ⅱ	1	30	30					
	小児看護学	小児看護学概論	1	30	30					
		小児看護学方法論Ⅰ	1	30	30					
		小児看護学方法論Ⅱ	1	30	30					
	母性看護学	母性看護学概論	1	30	30					
		母性看護学方法論Ⅰ	1	30	30					
		母性看護学方法論Ⅱ	1	30	30					
精神看護学	精神看護学概論	1	30	30						

		精神看護学方法論Ⅰ	1	30			30		
		精神看護学方法論Ⅱ	1	30			30		
看護の統合 と実践		臨床看護の実践	1	30			30		
		看護の統合と実践Ⅰ	1	30					30
		看護の統合と実践Ⅱ	1	30					30
		看護研究	1	30					30
臨地実習		看護の体験実習	1	30	30				
		基礎看護学実習Ⅰ	1	30		30			
		基礎看護学実習Ⅱ	2	80			80		
		地域と暮らしの実習	1	40	40				
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	40			40		
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90					90
		成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90				90	
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90					90
		成人・老年看護学実習Ⅲ	2	90					90
		老年看護学実習	1	45				45	
		小児看護学実習Ⅰ	1	45				45	
		小児看護学実習Ⅱ	1	45					45
		母性看護学実習	2	90					90
		精神看護学実習	2	90					90
	看護の統合と実践	2	90					90	
	小計		66	2230	580		975		675
合計			102	3100	1215		1035		810

別表第 2 (学則第 42 条関係)

報徳看護専門学校 組織図

